マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に関する基本方針

令和 7 年 12 月 25 日
いちい信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下「マネロン等」という。）対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、金庫全体で管理態勢の整備に取り組みます。

1　管理態勢

- 経営陣は、マネロン等対策の重要性を認識・理解し、その対策に主導的に取り組みます。
- マネロン等対策の主管部をリスク統括部とし、専門性を有する人材の配置と適切な資源配分を行うとともに、金庫内での各部署の役割と責任を明確にし適時適切に対応できる態勢を整備します。
- 当金庫のグループ会社におけるマネロン等対策について、金庫と一体的に管理・推進するため、グループ会社間での態勢の整備や情報共有に取り組みます。

2　リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価である「犯罪収益移転危険度調査書」の内容と当金庫の取引事例を踏まえリスクの特定と評価を行い、実効的なリスク低減措置を講じます。

3　顧客管理方針

実効的なリスク低減措置を講じるため、取引時確認および記録の保存を行い、継続的な顧客管理を実施します。

4　疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出は、犯罪収益移転防止法において金融機関等に課せられた義務であり、犯罪収益の疑いのある金銭の預金口座への入金等、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、速やかに当局に届出を行います。

5　経済制裁および資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象者に該当すると判断した場合は、当該取引を謝絶するとともに資産凍結等の措置を適切に実施します。

6　役職員の研修

マネロン等の防止の重要性を十分理解し、必要なリスク低減措置等を的確に実施するなど効果的なマネロン等の防止に取り組むために、適切な教育・研修を継続的に行います。

7　有効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、リスク統括部による検証により対策の有効性確保に向けた取組を継続的に行うとともに、監査部による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

8　お客さまからの理解促進

新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等についてお客さまからの理解を得るため、当金庫のホームページや営業部店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

以　上